

**南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）に係る  
パブリックコメント手続の実施について****1 実施概要****（１）公表する資料**

- ・南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）
- ・南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則（素案）

**（２）意見の提出方法**

提出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記

提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

**（３）意見の提出期間**

令和 3 年 1 月 1 5 日（金）～令和 3 年 2 月 3 日（水）

**（４）公表場所**

コミュニティ推進課（西庁舎 1 階） 各区役所案内窓口、各生涯学習センター、情報交流センター、市ホームページ

**（５）提出・問合せ先**

復興企画部コミュニティ推進課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電 話：0244-24-5411

ファクス：0244-24-5347

電子メール：commusui@city.minamisoma.lg.jp

**（６）スケジュール**

期 日	項 目
1月15日～2月3日	パブリックコメント
2月18日	庁議
3月	市議会

## 2 背景

本市は、東日本大震災及び原発事故により、居住人口が大きく減少し、地域活動の維持が困難になった地域や避難者が新たに移り住んできたことによる新たなコミュニティの形成が必要な地域があるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことから、その活性化の取組が求められている。

特に、高齢化が顕著になった地域においては、令和元年東日本台風のような大規模災害等を地域の支え合いでどう乗り越えるかという課題もある。

特に、地域社会の基盤である行政区への市民の自主的な加入や活動の参加の促進による活性化が必要であり、そのための市・市民等の役割等を条例で定め、市民が一体となって互いに支えあう安全安心な地域づくりを目指すものである。

## 3 南相馬市一元融合の地域活性化条例（素案）の概要

### （1）条例制定の趣旨【第1条】

この条例は、基本条例第10条に基づき、行政区が地域社会の基盤であることを踏まえ、市民の行政区への加入及び参加を促進することについて基本理念を定め、市・市民・行政区・事業者・住宅関連事業者の役割を明らかにして、報徳仕法の一円融合の教えをもって安全安心な地域社会の形成に資することを目的とする。

#### 《南相馬市自治基本条例》

第10条 コミュニティは、主体的にまちづくりへの参加に努めます。  
2 市民及び執行機関は、コミュニティがまちづくりを推進していく上で重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、育てるよう努めます。

### （2）定義【第2条】

市民 市内に住民登録又は居所を有する者

事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人または個人

住宅関連事業者 市内における住宅の販売若しくは賃貸（これらの代理又は媒介を含む。）又は建築若しくは管理を業として行う者

行政区 南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）第2条に定める区域内で地域自治を目的に地縁に基づいて形成し、組織された団体

**《南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例》**

(区及び区域)

第2条 前条に定める行政区及び区域は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

小高区

区名	区域
一区	藤木一丁目・二丁目、上町一丁目・二丁目の一部、西町一丁目、西町二丁目の一部、仲町一丁目の一部、関場一丁目の一部
【以下略】	【以下略】

**(3) 基本理念【第3条】**

市民が行政区への加入及び参加を進めるため、以下の4点を基本理念とする。

- 行政区の活動は、安全で安心な住みよい地域づくりとして重要であるという基本的認識の下に行われること
- 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること
- 市、市民、行政区、事業者、住宅関連事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組まれること
- 行政区活動の促進には、多様な主体の活動との連携を図るよう努めること

**(4) 役割**

**市の役割【第4条】**

- 市は、市民が行政区に主体的に加入し、及び参加し、行政区を組織するために必要な支援を行う。
- 市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。
- 市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。
- 市は、行政区活動に必要な情報の提供に努める。

#### **市民の役割【第5条】**

- 市民は、行政区の活動の重要性を理解し、自らが居住する地域の行政区に加入するよう努める。
- 市民は、行政区が行う活動に理解と協力をし、その活動に主体的かつ積極的に参加することに努める。

#### **行政区の役割【第6条】**

- 行政区は、地域の実情及び意見を踏まえ、身近な課題の解決に努める。
- 行政区は、当該地域内に居住する市民の誰もが参加しやすく開かれた活動の実施及び当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、市民の自発的な行政区への加入等を促進するよう努める。
- 行政区は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努める。

#### **事業者の役割【第7条】**

- 事業者は、行政区の活動の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の行政区の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努める。
- 事業者は、従業員がその居住する地域の行政区に加入すること、及び活動に参加することに配慮するよう努める。

#### **住宅関連事業者の役割【第8条】**

- 住宅関連事業者は、行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努める。

#### **(5) 名簿の提供【第9条】**

行政区活動の中で必要な情報として、市が行政区の代表者に次の情報を提供することができることとする。

- 災害時において避難支援を行うために必要な市民情報
- 災害時において所管行政区管内の被災者、被災状況を確認するために必要な市民情報

## (6) 名簿提供のフロー

行政区が「行政区活動名簿提供  
申出書」を市に提出【施行規則  
第4条】  
行政区が「名簿管理者」及び「名  
簿閲覧者」を指定し、「名簿管理  
者及び名簿閲覧者届出書」を市  
に提出  
【施行規則第6条】



市が審査し、適正な管理ができ、  
かつ相当と認められるときは、  
住民基本台帳の閲覧台帳に基づ  
く対象者名簿を提供  
【施行規則第4条第2項】



行政区が名簿の目的を達成した  
ときは、速やかに名簿を市に返  
却  
【施行規則第12条】

### 行政区による 名簿の管理について

- 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、  
名簿管理者の許可を受け、名簿管  
理者の管理の下で閲覧させること  
【施行規則第8条】
- 名簿管理者は、市から提供を受け  
た名簿を施錠管理が可能な場所で  
保管管理すること  
【施行規則第9条】
- 名簿の提供を受けた目的以外の目  
的のため名簿を管理、閲覧し、名  
簿を自ら利用し、又は第三者にこ  
れを提供してはならない  
【施行規則第10条】
- 市から提供を受けた名簿が火災及  
び自然災害の滅失、または盗難等  
による紛失、漏洩が発生したとき  
は、速やかに市長に報告し、事故  
報告書を提出しなければならない  
【施行規則第11条】

資料 2 - 2

南相馬市一元融合の地域活性化条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、南相馬市自治基本条例第10条に基づき、行政区が地域社会の基盤であることを踏まえ、市民の行政区への加入及び参加を促進することについて基本理念を定め、市・市民・行政区・事業者・住宅関連事業者の役割を明らかにして、報徳仕法の一円融合の教えをもって安全安心な地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住民登録又は居所を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の販売若しくは賃貸（これらの代理又は媒介を含む。）又は建築若しくは管理を業として行う者をいう。
- (4) 行政区 南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）第2条に定める区域内で地域自治を目的に地縁に基づいて形成し、組織された団体をいう。

（基本理念）

第3条 行政区への加入及び参加を進めるに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 行政区の活動は、安全で安心な住みよい地域づくりとして重要であるという基本的認識の下に行われること。
- (2) 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること。
- (3) 市、市民、行政区、事業者、住宅関連事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組まれること。
- (4) 行政区の活動の促進には、地域活動に関わる多様な主体の活動との連携を図るよう努めること。

（市の役割）

第4条 市は、市民が行政区に主体的に加入し、及び参加し、行政区を組織するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。

3 市は、行政区の活動に必要な情報の提供に努める。

(市民の役割)

第5条 市民は、行政区の活動の重要性を理解し、自らが居住する地域の行政区に加入するよう努めるものとする。

2 市民は、行政区が行う活動に理解と協力をし、その活動に主体的かつ積極的に参加することに努めるものとする。

(行政区の役割)

第6条 行政区は、地域の実情及び意見を踏まえ、身近な課題の解決に努めるものとする。

2 行政区は、当該地域内に居住する市民の誰もが参加しやすい開かれた活動の実施及び当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、市民の自発的な行政区への加入等を促進するよう努めるものとする。

3 行政区は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、行政区の活動の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の行政区の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の行政区に加入すること、及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者は、行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(名簿の提供)

第9条 市は、第4条第3項の情報の提供にあたって、市長が必要と認めるときは、行政区の代表者に次の各号に係る名簿の提供ができるものとする。

- (1) 災害時において避難支援を行うために必要な市民情報
- (2) 災害時において被災者及び被災状況を確認するために必要な市民情報

2 前項に規定する名簿の提供に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 - 3

南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市一円融合の地域活性化条例（令和 年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（行政区の届出）

第2条 条例第2条第4号に規定する行政区の代表者は、行政区届出書（様式第1号）により、市長に届出するものとする。

2 前項により届出した内容に変更が生じたときは、行政区変更届出書（様式第2号）により、速やかに市長に届出なければならない。

（行政区台帳の管理及び活用）

第3条 市長は、前条の規定による届出により、行政区台帳（以下「台帳」という。（様式第3号））を調製し、台帳は地域振興課で管理する。

2 市長は、市民の行政区の加入及び参加、市政運営に台帳を活用するものとする。

（名簿の提供）

第4条 条例第9条の規定により名簿の提供を受けようとする行政区の代表者は、市長に行政区名簿提供申出書（様式第4号）に行政区が定める個人情報の保護に関する規程等を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、これを審査し、適正な管理ができ、かつ相当と認められるときは、住民基本台帳の閲覧台帳に基づく対象者名簿を提供するものとする。

3 市長は、行政区に名簿を提供するときは、行政区提供名簿管理台帳（様式第5号）により管理しなければならない。

（名簿の範囲）

第5条 前条により、行政区の代表者に提供する名簿の範囲は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に登録されている行政区内の住民の情報であって、原則世帯主の情報で次に掲げる範囲とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 年齢（名簿の提供において、必要と認められる場合に限る）

（名簿管理者及び名簿閲覧者の届出）

第6条 名簿の提供を受ける行政区の代表者は、市長に対し、提供を受けた名簿を管理する者（以下「名簿管理者」という。）及びその名簿を閲覧する者（以下「名簿閲覧者」という。）を届出なければならない。

2 前項による届出は、名簿管理者及び名簿閲覧者届出書（様式第6号）により



行うものとする。

3 名簿管理者は、行政区の代表者とする。

4 名簿閲覧者は、行政区の組織構成員でかつ災害時に避難支援及び被災状況確認等の行政区活動を行う者とする。

5 名簿閲覧者の人数は、前項の活動の範囲において、市長が必要と認める範囲の人数とする。

(名簿管理者及び名簿閲覧者の変更)

第7条 行政区の代表者は、名簿管理者及び名簿閲覧者の変更をするときは、名簿管理者及び名簿閲覧者変更届(様式第7号)を市長に届出なければならない。

(名簿の閲覧)

第8条 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可を受け、名簿管理者の管理の下で閲覧させることができる。

(名簿の管理)

第9条 名簿管理者は、市から提供を受けた名簿を施設管理が可能な場所で保管管理しなければならない。

(名簿利用及び提供の制限)

第10条 名簿管理者、名簿閲覧者及び提供を受けた名簿情報に基づき活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、名簿の提供を受けた目的以外の目的のため名簿を管理、閲覧し、名簿を自ら利用し、又は第三者にこれを提供してはならない。

(事故報告)

第11条 行政区の代表者は、市から提供を受けた名簿が火災及び自然災害の滅失、または盗難等による紛失、漏洩が発生したときは、速やかに市長に報告し、事故報告書を提出しなければならない。

(名簿の返却)

第12条 名簿の提供を受けた行政区の代表者は、名簿の提供を受けた目的を達成したときは、速やかに市長に名簿を返却しなければならない。

(秘密保守義務)

第13条 名簿管理者等は、名簿の提供及びその情報を受ける身分を失った場合においても、当該個人に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(名簿提供の公表)

第14条 市長は、行政区の代表者に名簿の提供をしたときは、その内容を市のホームページにより、その内容を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

行政区届出書

南相馬市長

(代表者)

住 所

氏 名

電話番号

印

1 行政区の名称 行政区

2 所 在 地

3 設 立 年 月 日 年 月 日

4 隣 組 数 組

5 加 入 世 帯 数 世帯

6 1世帯あたりの年会費 円

7 個人情報保護のための規程 有 ・ 無

8 添付資料

(1) 規約(会則)

(2) 総会資料等

(3) 役員名簿

(4) 位置図

自治会加入に関する問合せが市にあった場合、上記項目 (代表者)の氏名、電話番号を相手に伝えること	代表者	可
	連絡先	可

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

行政区変更届出書

南相馬市長

行政区名

代表者名

印

年 月 日付で、下記のとおり(代表者・役員・隣組数・年会費・規約)が変更になりました。

記

変更事項	氏名	住 所	電話番号
代表者			
所在地			
役員	(新)役員名簿を添付		
隣組数	組		
年会費	円		
規 約	(新)規約を添付	個人情報保護 のための規程	有 ・ 無

変更のある変更事項に○を付けて記入する。

自治会加入に関する問合せが市にあった場合、上記項目 (代表者)の氏名、電話番号を相手に伝えること	代表者	可
	連絡先	可

様式第3号(第3条関係)

行政区台帳

設立年月日	年 月 日		
届出(変更) 提出年月日	年 月 日		
行政区名	( 区 ) 行政区		
所在地			
代表者	役職名	氏名	
	住所	電話番号	
役員 (役職・氏名)			
隣組数	組		
世帯数	人		
年会費	円		
個人情報 保護規程	有 ・ 無		
備考			

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

行政区名簿提供申出書

南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則第4条第1項に基づき、下記のとおり対象者名簿の提供を申し出ます。

記

行政区名	行政区		
条例第9条に基づく情報提供区分	(1) 災害時において避難支援を行うために必要な市民情報 (2) 災害時において被害者及び避難状況を確認するための市民情報		
対象者名簿の使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対象者名簿に記載する情報	種類	氏名 住所	年齢 性別
	抽出条件		
管理者、閲覧者及び保管場	別紙「名簿管理者及び名簿閲覧者届出書」のとおり		
備考			

様式第5号(第4条関係)

行政区提供名簿管理台帳

管理番号	
行政区名	
申請年月日	年 月 日
名簿提供 年月日	年 月 日
名簿返却 年月日	年 月 日
名簿管理者	
名簿保管場所	
名簿閲覧者	
条例第9条 に基づく情報提供区分	(1)災害時において避難支援を行うために必要な市民情報 (2)災害時において被災者及び被災状況を確認するための市民情報
個人情報 保護規程	有
備考	

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

名簿管理者及び名簿閲覧者届出書

名簿管理者及び名簿閲覧者について、南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則第6条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

名簿管理者氏名		名簿保管場所	
名簿閲覧者			
1	住所	氏名	
2	住所	氏名	
3	住所	氏名	
4	住所	氏名	
5	住所	氏名	
6	住所	氏名	
7	住所	氏名	
8	住所	氏名	
9	住所	氏名	
10	住所	氏名	

用紙が不足する場合は、別紙としてください。

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

南相馬市長

行政区名

代表者氏名

印

名簿管理者及び名簿閲覧者変更届

名簿管理者及び名簿閲覧者の変更について、南相馬市一元融合の地域活性化  
条例施行規則第7条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

【変更前】

名簿管理者氏名		名簿保管場所	
名簿閲覧者			
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	

【変更後】

名簿管理者氏名		名簿保管場所	
名簿閲覧者			
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	



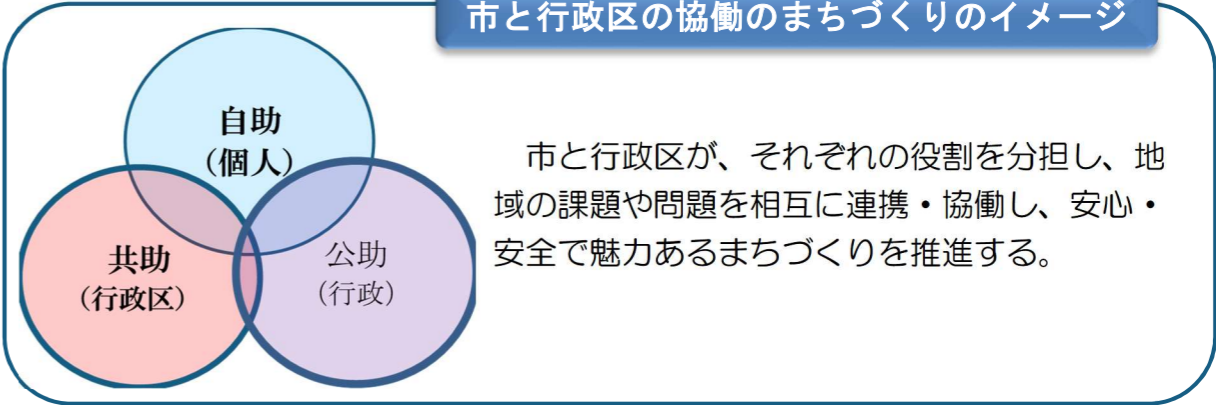
# ＜市と行政区の協働のまちづくり検討報告書概要＞

南相馬市区長連絡協議会では、令和元年度から「市と行政区の協働のまちづくり」を目指し、自治会としての行政区のあり方や取組について検討を行い、令和2年11月に検討報告書がまとまりました。

報告書の中では、全行政区長を対象としたアンケートや地区ごとに開催した懇談会の結果から、地域で抱える現状や課題を分析し、行政区としての自治の理想像を掲げています。

また、どの行政区でも身近なテーマであるコミュニティやごみをはじめとする住環境、安全・安心の対応については、個別で検討を行い、行政区の取組のほか、市に対しても取組を求めています。

今後、行政区としてこの検討報告書にある成果目標の達成を目指し、市との協働のまちづくりを進めることとなります。



## 第1章 市と行政区の協働のまちづくりの検討にあたって

### 1 行政区の現状と課題 (P3～)

- (1) 行政区の現状
  - ア 行政区費（字費）の状況
  - イ 有効な行政区加入の取組みに対する認識
  - ウ 行政区未加入者に対するごみ集積所利用制限の状況
  - エ 自主防災組織活動の状況
  - オ 行政区が望む市の防災対策の状況
  - カ 地域の防災対策として大事だと思われる取組みに対する認識
- (2) 行政区の課題
  - ア 行政区運営上の課題
  - イ 行政区加入に対する課題
  - ウ 高齢者の行政区退会防止に対する課題
  - エ ごみ集積所の利用上の課題
  - オ 災害発生時の課題

### 2 市の地域コミュニティの施策 (P6～)

- ア まちづくり委員会支援事業
- イ 地域の絆づくり支援事業
- ウ 集会施設整備事業
- エ ごみ集積所整備事業
- オ 自主防災組織補助金

### 3 行政区の活動状況 (P7～)

行政区で実施中の活動 (行政区アンケート)	単位：件・%			
	実施中 (A)	実施率 (A)/160	今後力を入れたい (B)	(B) / (A)
回覧板等による情報提供・共有化活動	116	72.50	12	10.34
防火・防災活動	41	25.63	51	124.39
防犯活動	82	51.25	31	37.80
交通安全活動	33	20.63	25	75.76
地域福祉活動	59	36.88	40	67.80
行政区等加入活動	56	35.00	27	48.21
環境保全活動	95	59.38	16	16.84
美化活動	97	60.63	16	16.49
資源リサイクル活動	52	32.50	17	32.69
レクリエーション・イベント活動	69	43.13	23	33.33
仲間づくりを目的とした活動	53	33.13	24	45.28
伝統文化保存・継承活動	41	25.63	18	43.90
地域団体と連携した活動	62	38.75	24	38.71
福祉厚生活動	65	40.63	7	10.77

## 第2章 市と行政区の協働のまちづくり

### 1 市と行政区の協働のまちづくりの視点 (P9) (右上「市と行政区の協働のまちづくりのイメージ」参照)

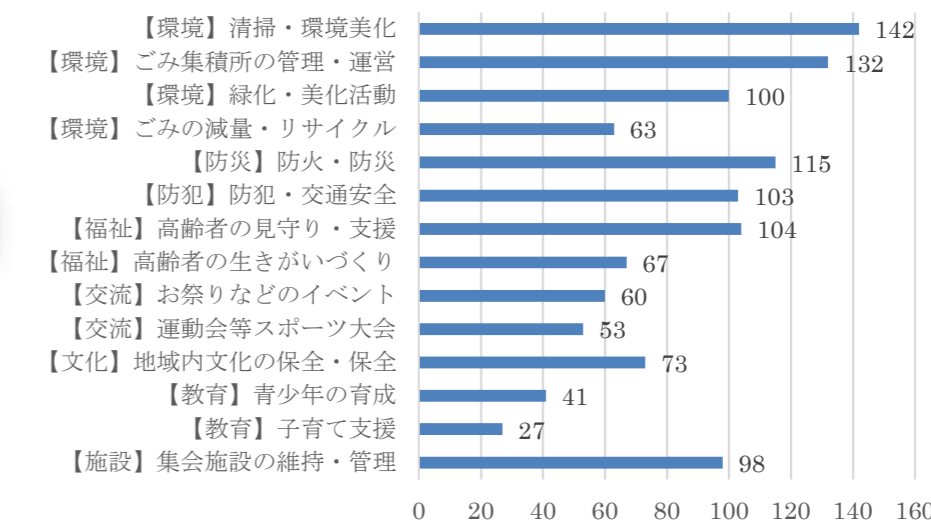
### 2 行政区における自治の理想像 (P9～)

- ❖ 行政区の加入
- ❖ 地区住民の参画
- ❖ 自主性・主体性
- ❖ 安定的な運営
- ❖ 役員等の人材登用
- ❖ 各種団体との相互連携
- ❖ 情報の共有化

### 3 市と行政区の役割 (P11～)

- (1) 協働のまちづくりへの市（行政）の役割
  - ア 行政区設立への支援
  - イ 地域課題への支援
  - ウ 行政区加入への支援

### (2) 行政区の役割 (アンケート結果から)



### 第3章 市と行政区の協働のまちづくりの進め方

#### 1 成果目標 (P13)

##### (1) 行政区 (隣組) への加入率の向上

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
83.2%	86.0%

##### (2) 行政区活動の活性化

###### ア 1人1日当たりのごみの排出量

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
1,165g	963g

###### イ ごみのリサイクル率

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
12.7%	20.6%

###### ウ 防災訓練等を実施している自主防災組織

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
44行政区	100行政区

※南相馬市復興総合計画第6次実施計画に掲げられている上記4つの成果目標を市と共有し、共に目指す。

#### 2 共通する行政区での取組 (P13~)

##### (1) 市民全員の行政区加入の取組

###### ア 個別課題

- 行政区加入者が減少している
- 行政区活動が困難になっている

###### ウ 行政区の取組

###### ○行政区の活動を維持するための会員のあり方の検討

高齢者や障がい者など、理由があって地域活動ができない住民に対しては、区費 (字費) の減免やごみ集積所の管理なども含めた労役負担を求めないなど、行政区を脱退させないルールづくりを検討する。小高区で住民票を異動せずに避難している住民の場合も、東日本大震災前の行政区とのつながりを希望する避難者には、行政区会員として位置づけを行い、その責務や役割を明確にする。

###### ○地域の支え合い・助け合いの精神を伝えるチラシの作成

市と南相馬市区長連絡協議会連名で地域の支え合い・助け合いの精神を伝える統一チラシを作成し、加入促進活動で活用できるようにする。

#### エ 市に求める取組

- 行政区内居住者 (世帯主) の情報提供
- アパート関係者等への行政区加入の働き掛け
- 双葉郡等からの避難者 (移住者) に対する行政区加入の働き掛け
- 地域コミュニティの形成を醸成するための地域の絆づくり事業の継続実施
- 小高区地域振興課が小高区の行政区に対して実施している、地域では把握できない避難世帯に対する「行政区からのお知らせ」等の発送支援の継続実施

##### (2) ごみ集積所等住環境の維持・向上の取組

###### ア 個別課題

- 行政区未加入者もごみ集積所を利用するため、場所によっては、利用者の把握ができず、管理上不公平感が生じている
- ごみ袋のごみ番号の記入は一部の住民しか行っていない
- 野積みの集積所はカラス等に荒らされやすい
- 原町区では、ごみ回収時間の遅い集積所があり、そのことによる弊害が発生している

###### ウ 行政区の取組

○転入者等の行政区加入を促し、ごみ集積所を適正に管理  
転入者等に対し、地域からごみ集積所の指定等を行うことを検討する。転入者等が必ず行政区長に連絡を取ることで、行政区加入とごみ集積所の適正な共同利用につなげる。

###### ○地域の実情に応じたごみ出しルールづくり

集積所使用者一人ひとりが集積所の管理人という自覚を持ち、各地域での集積所管理に関するルールづくり (清掃の輪番制、管理料徴収、集積所カギの管理、高齢者のみ世帯や障がい者等の管理免除等々、地域ごとの管理体制) を行う。

○ごみ出しにおける分別、ごみ減量についての更なる徹底  
ごみの適正分別、生ごみの水切り、買い物時のマイバッグ持参の徹底を行い、各世帯から排出するごみの量を減らす。

#### エ 市に求める取組

- ごみ集積所整備事業報奨金制度の特例期間の延長
- ごみ減量のための生ごみ処理容器設置報奨金制度の再開
- ごみ分別地域説明会を複数回実施 (各区方部ごと)
- 野積み集積所のごみ回収を早々に完了できる回収ルートの検討
- 市が付与するごみ番号の廃止を検討 (市は行政区が行うごみ番号の付与を推奨)
- ごみ出しマナー等のモラル向上の周知徹底

##### (3) 安全・安心なまちづくりの取組

###### ア 個別課題

- 避難行動要支援者名簿の取扱いをどのようにしたらよいかわからない
- 震災時に行政区が何をしたらよいかわからない
- 指定避難所は、地域から遠いため行くことを躊躇してしまう
- 災害時の情報が媒体によっては伝わらない

###### ウ 行政区の取組

- 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の声掛け等の取組
- 行政区内における避難行動要支援者に関わる各関係者の災害時の役割分担の明確化
- 自主防災組織と連携した避難訓練等の実施

#### エ 市に求める取組

- 避難行動要支援者名簿を地域内で共有できる仕組みづくり
- 避難行動要支援者の早期の個別計画策定に向けた仕組みづくり
- 公会堂等地域の施設を地域の避難所とするための仕組みづくり
- 防災メールの登録と防災ラジオの貸し出し促進
- 自主防災組織の訓練等へのサポート
- 自主防災組織補助金の活用促進及びさらなる充実